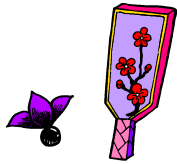


NPO法人 うえるかむ権利擁護サポートセンター



うえるかむ通信



〒273-0046 船橋市上山 1-157-4 (カメラハウス2階) 発行責任者 赤津 保子
船橋法典駅下車徒歩8分 Tel.047-710-7045 IP 050-3496-9981 fax 047-419-2566

ブログ <http://blog.goo.ne.jp/watowawelcome/> Email ; qqxt3s29n@canvas.ocn.ne.jp

《勉強会のお知らせ》

★平成27年2月24日(火)
10:20～11:50

★テーマ「わかりやすい成年後見制度」
～本人たちの何をどう守るのか、あらためて考えてみましょう～

★場所 高根台公民館 4階 第4集会室

★講師 岩田康孝弁護士(うえるかむ顧問)
成年後見制度に関する様々なことが変わりつつあります。親族後見人には、後見監督人(有料)や後見信託が必要な場合がある等。親族後見人による、本人の資産搾取を防止するため。後見監督人の費用は2万円?など。

岩田康孝弁護士 による無料相談会

弁護士相談会をご好評のうちに7組の方に受けていただき、アドバイスや方策をお持ち帰りになりました。悩みを話すことで前向きになり、お元気になられることが一番の目的です。

どうぞお気軽にお申し込みください。



★ 次回(第6回) は3月5日(木)

☆10時30分から12時の間で1組30分です。

★一日2組とさせていただきます。

☆ 電話でのお申し込み先着順とさせていただきます。

★ 場所は、うえるかむ相談室

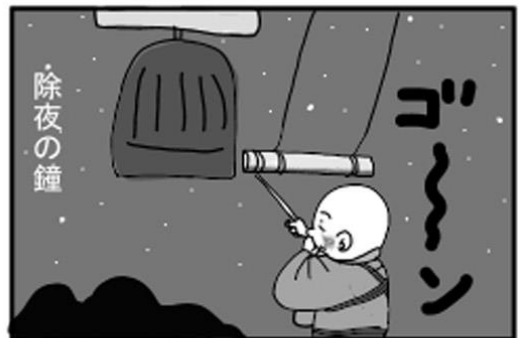
☆ 秘密は厳守いたします。

★ ご希望によりスタッフは退席いたします。

成年後見制度・法律・など、お困りごとを心置きなくご相談ください。尚、同じ方の同じ問題での2度目以降のご相談は有料となることがあります。ご承知おください。

面談ご希望やご不明な点も、まずは電話でお問い合わせください。

権利擁護漫画 ウエルちゃん 原案赤津&原田武藤 No.26「新年おめでとうございます」



テーマ「本人と親の超高齢化の危機？」
さすがに緊急課題だけに盛り上がりました。

「親亡き後が心配！」

※先日、親亡き後が心配で、市役所に相談に行ったところ、例の施設しか空いていませんと言われ、余計心配になった。

※本人が40歳から50歳代がピーク、その親たちはプラス30歳？危機は迫っている。



※親一人子一人となると、倒れても助けを呼べない状況もでるね。

※同じバス停の人と鍵を預け合ったり、いざというときの連絡方法を決めている。

「住まい」

※本人は一人暮らしが出来ないので、やはり、グループホームか入所施設かと考える。

※我が子の将来を託すに相応しいところ、作れないかしら？

※「親亡き後、我が家を提供するから、グループホームを作って！」と言われたので、訪ねてみたら、「は〜い」とお母さんが玄関に出てきたりして(会場大爆笑！)。

※グループホームは、スプリンクラーの問題が立ちはだかっているね。

※国の法律が決まったので、スプリンクラーは必要。市の助成で自己負担(法人と利用者)はだいぶ軽減されているけど、借家には付けにくい。土地が高い船橋で“寄宿舎”も問題。

「高齢化」

※高齢化して、歩行困難や介護が必要になる人たちも出てきて、施設も手すりやバリアフリー工事と人手が今以上に必要になる。

※医療がすぐに受けられる体制も必要ね。

※高齢者の介護保険の世界には入れてもらえない。若い頃から収入の少ない障害者には1割負担は大きすぎるし。

「福祉の担い手」

※福祉の担い手が不足している。

※先日も、ゆたか苑で職員さんが退職？きっと違う世界へ羽ばたかれたのでしょうか。保護者会で新人さんのご紹介も楽しみですが…。

※さざんか会で福祉従事者養成所を運営して、バンバン育てて、他の施設にも売り込もう！(また面接に並ぶ時代が来るかしら)

※知り合いや定年退職した方等の雇用は？

ご参加の皆様ありがとうございました。

■ 親も本人も高齢化の課題→恒例か？

泉一成様 けいよう施設長

誰もが年齢を重ね、できていたことができなくなります。「あれ、それ、その----」つい記憶の窓が閉まって思い出せないことでいらいら。人生50年から100年になろうとしているのに、いまだに呼び方が気になります。高齢者ではなく好齢者ではないでしょうか。高齢化が問題なのではなく、少子化が問題でそのような認識が恒例になっていることに課題が見えてこないように思います。

けいようでは、昨年4月から見ると、ほとんど視えていない、急に歩けない、急に生活意欲が減退している利用者さんがおられます。

ご家庭でも変だなと思われ、医療機関と連携を行っているケースもあります。



40歳を過ぎ、行動の変化が顕著になり、障害がある方でも認知症になることもあります。MRI検査をしてみると、脳梗塞の痕跡が発見されることもあります。医療機関との連携は一層深まります。

そこで、毎月来ている理学療法士に相談すると、「パワーリハビリのようなこともいいのでは」とアドバイスされ、先日「エアロバイク」を導入しました。すると利用者さんも興味があるのか、早速ペダルをこいでおられます。けいようにはロデオマシンもあり、毎日乗馬気分を味わっている方もおられます。さながら、フィットネスクラブ？

誰もが誰かの助けを必要としています。助け合い、支えあってここまで先達の皆さんが国づくりを行ってきことを忘れてはならない。夕張の炭鉱住宅で暮らしていたとき、味噌醤油を融通しあった時代が懐かしい。「うえるかむ」も助け合い、お互い様の精神で。

まずは、相談できる医療機関を確保しましょう！



いつもご支援ありがとうございます。皆様の会費で成立しています

賛助会員の皆様へ
様々な形で支えていただきまして誠にありがとうございます。
成年後見制度はご存知のように家庭裁判所への申し立てで始まります。申し立て手続きを開始しますと殆ど取り消しはできません。ご本人はもとより関係者の皆様と良くご相談の上、慎重に始めたいいただくことをお勧めいたします。
成年後見に関する勉強会を2月24日に開催しますので、1面、案内の欄をご覧ください。